

教科書採択会議における適正手続を求める請願書

今治市教育委員会様

請願団体及び請願者

『えひめ教科書裁判を支える会』

外9名

2011年 7月21日

請願の趣旨

貴教育委員会は、子どもたちが使用する教科書を、適正かつ公正な手続を経て、「採択」する責務を負っている。

しかし、2009年度に続いて、今回もまた、貴教育委員会が不正・違法な採択をする恐れが高まっている。

私たちは、主権者として、貴教育委員会が、適正かつ公正な採択を行う立場に踏みとどまってほしいと強く望む立場から、以下の「請願」を、憲法第16条に基づき行うものである。

記

はじめに

貴教育委員会は、私たち「えひめ教科書裁判を支える会」が提出した『教科書採択における適正手続に関する請願書』（請願事項 「今治市教育委員会は、教科書採択に際して、今治市教科用図書選定委員会の答申に則り、使用する教科書を決めるように求めます。」）を不採択とした。

このことは、貴教育委員会が「採択に際して、今治市教科用図書選定委員会の答申に則らず、使用する教科書を決める」と、公式に意思表示したことを意味している。

以下は、このような、今治市教育委員会の不法状況を受けて、「請願」するものである。

請願事項

一 今治市教育委員会は、教科書採択会議（教科書の採択を行う教育委員会会議／2011年8月）を、「文科省通知」や「今治市教科書採択基本方針」などに基づき、以下のような適正手続のもとで行うこと。

① 当該教育委員会当日、各科目（審議）の冒頭において、「今治市教科用図書選定委員会」委員および調査員の「答申」「調査報告書」についての報告を直接受けること。

② 各教育委員は、自らの採択希望教科書の名を表明する前に、まず、「調査報告書」の中の全社・全項目の内容に対する自分自身の意見・評価を、当該科目の学習目的・目標に則して、具体的かつ論理的・理性的に述べること。

③ 各教育委員は、自らの採択希望教科書の名を表明する前に、全社の教科書の全章の比較・検討を当該科目の学習目的・目標に則して行い、その結果を具体的かつ論理的・理性的に述べること。

④ 各教育委員は、教科書が当該科目の学習目的・目標に則しているかどうかを述べる場合、準拠する文書——たとえば「学習指導要領における目標」など——の中の特定の項目の、ある一節・一部分のみを恣意的に取り出して、使わないこと。

⑤ 各教育委員は、教科書が当該科目の学習目的・目標に則しているかどうかを述べる場合、準拠する文書の全体——全文・全項目に対する検討を正確かつ具体的に行う形ですること。

⑥ 「今治市教科書採択基本方針」の「3」は、「基礎的・基本的事項の定着に重点を置く」となっている。しかし、現在、今治市の中学生が使用している歴史教科書——つまり、貴教育委員会が「答申」を無視して採択した教科書には、数十箇所もの「基礎的・基本的事項」の間違がある。

（「別紙1」参照。これは、現在行われている、2009年度の採択をめぐる住民訴訟に「証拠 甲45号証」として提出したものである。）

よって、教育委員らは、二度とこのような過ちを犯さないために、全社

の教科書の全文を対象に、「基礎的・基本的事項」の間違いないか、徹底的に調査・検証する作業・「手続」を経た上で、「間違い」のない教科書を採択すること。（このことは、市内の全中学校の生徒たちに、2年間にもわたって「間違いだらけ」の教科書を使わせている罪への、せめてもの償いとして要請されるものである。）

- ⑦ 上記「採択基本方針」の「4」は、「生徒の実態に即し、教科の学力向上に寄与するものであること。」となっている。

しかし、学校現場における「生徒の実態」を熟知していることから、当然「生徒の実態に即した」教科書を選定している「選定委員会」の答申に則らない採択を貴教育委員会が行うのであれば、「生徒の実態」をほとんど知らない、知りようがない教育委員らには、この「基本方針」を守るすべはない。

したがって、貴教育委員会に、自らが作った「採択基本方針」を守ろうとする意志があるならば、当該採択会議に学校現場の先生らを招き、「生徒の実態に即し、教科の学力向上に寄与する」教科書を選ぶ作業を、最低限、共同で行わなければならない。

- ⑧ 今回の採択対象教科書になっている育鵬社版歴史教科書（前回、採択した扶桑社版にあたる）は、他社の教科書からの「盗用」を行っている。（育鵬社版歴史教科書77ページの「15世紀のアジア」「倭寇」「勘合貿易」の図版は、日本文教出版06年度用62ページの「15世紀のアジア」「倭寇」「勘合貿易のしくみ」の図版を盗用し、そのまま使っている。）

もし、このような教科書を採択し、子どもたちに使わせることになれば、子どもたちに対して「盗み」を肯定し、勧める意味を持つてくるため、教育委員らは、このことの実事関係を検証し、「盗用教科書」を大人たちが採択することが、はたして許されるかどうかについて検討・論議するという「手続」を行わなければならない。

- ⑨ 中学校の＜歴史的分野＞の学習においては、日本史と世界史の両方を学ぶことになっており、実際にそうしているにもかかわらず、育鵬社版歴史教科書の書名（タイトル）のみは、『新しい日本の歴史』となっている。（他社のタイトルは、『新しい社会 歴史』（東京書籍）、『中学社会 歴史的分野』（日本文教出版）、『社会科 中学生の歴史 日本の歩みと世界の動き』（帝国書院）などとなっている。）

これは、実際の内容に即していないばかりではなく、上記の両方を学習することとしている「学習指導要領」にも反している。（また、「他国・他

民族を省みず、日本の歴史のみを過剰に賛美する自己中心的（自己チュー）教科書」と評価されている育鵬社版の内容・性格を、そのまま、正直に表わしているものであるともいえる。）

上記のように「学習指導要領」に反し、また、中学校で学ぶ「歴史の学習」の範囲・内容について、生徒たちに間違った認識を与える教科書を子どもたちに使わせることが、はたして許されるのかどうかについて検証・検討する「手続」を、教育委員らは、行わなければならない。

- ⑩ 育鵬社版公民教科書の表紙には日本列島の写真が使われている。ところが、日本政府の主張の是非はともかく、実体としては、日本国の諸制度下にはない「北方領土」は鮮明に載せている一方で、沖縄は、全く載っていない。（奄美大島から南の部分が除かれている。）

育鵬社版公民・歴史教科書の沖縄に対する差別意識は、その本文においても顕著だが、これほどまでの差別・無視、いわば「シカとする」教科書が、はたして、子どもたちにふさわしい教科書なのかどうか、審議・検討する「手続」を、教育委員らは行わなければならない。

- ⑪ 「今治市教科書採択基本方針」には、「教科書採択協議会（今治市教科用図書選定委員会）での審議を勘案し採択するものとする。」とある。

また、文科省通知「平成24年度使用教科書の採択について」には、教科書の採択は、「教育委員会その他の採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究に基づき、適切に行われる必要があります。」とある。

以上からすると、貴教育委員会は、調査員らによる「調査報告書」および「採択協議会（選定委員会）」の答申に則って採択しなければならないが、貴教育委員会は、同趣旨の前回請願を不採択とした。

自らが決めた「採択基本方針」にも、「文科省通知」にも則らずに採択行為を行うこと、つまり、「今治市教育委員会による不正・違法・違憲行為の実行」を公式に宣言したことを意味する「請願不採択」は、決して許されることではない。

しかし、それでも、教育委員らだけで、勝手に採択をしようとするならば、必要十分条件では決していないが、最低限、以上の「手続」はしなければならない。

もし、これらの「手続」を成しえなかったならば、貴教育委員会は、「今治市教科用図書選定委員会」の「答申」を、そのまま、自動的に、今治市教育委員会の採択としなければならない。

二 各教育委員は、請願権（憲法 第16条）に基づく以下の「公開質問」に対し、誠実に答えることによって、「説明責任」を果たすこと。

<全教育委員ひとり一人に対する公開質問>

① 貴教育委員会は、2009年度の教科書採択をめぐる住民訴訟における「被告 準備書面（1）」において、以下のように主張しています。

「教育委員会の会議において、調査報告書及び採択協議会の結論、さらに愛媛県教育委員会の選定資料を参考資料として用い、教育基本法の基本理念に則った視点からの各教育委員らの意見を述べたうえで〔略〕採択を決した」（5～6ページ）

しかし、「原告 準備書面（17）」で立証したように、当該教育委員らは、歴史および公民教科書の採択において、上記資料・答申を「参考資料として用い」ることは一切していません。（「別紙2」参照）

今回の採択においても、貴教育委員会は、前記のように、「選定委員会の答申」に則らない採択を行う意志を、公的に示しています。

では、各科目の専門的知識も有せず、学校現場や「生徒の実態」についても熟知していない各教育委員らが、自分たちだけで、どうやって、生徒たちにもっとも適し、ふさわしい教科書を公正かつ客観的に選定するのだろうか、できるのだろうか、という疑問・不安から、以下のことを、教育主権者としての市民の立場から質問することとしました。

(ア) 歴史および公民教科書全社の全文章をきちんと読み、歴史・公民分野の専門的知識に基づいての比較・検討をすることはできるでしょうか？

(あるいは、他分野の教科書も、「答申に則らない」ならば、合計9教科、66種、131点の教科書の全文章をきちんと読み、各教科の専門的知識に基づいての比較・検討をすることはできるでしょうか？)

(はい いいえ)

(イ) 「調査報告書」の全項目・全内容を読み、検討・審議したうえで、当該学問で蓄積されてきている専門的知識からみても、当該分野の学習目的・目標からみても正確かつ客観的・合理的な視点からの教科書の内容比較ができるでしょうか？

(はい いいえ)

- (ウ) 「今治市教科書採択基本方針 3」の「 基礎的・基本的事項の定着に重点を置く」学習・教科書の条件を満たすためには、最低限、「基礎的・基本的事項」における間違いが決してない教科書を選定することが必要です。

検定を通過してはいても、教科書記述のなかに「誤り」や「間違い」がたくさんあることは、「別紙1」に、明らかなおとりです。

したがって、「基礎的・基本的事項」における「誤り」「間違い」がない教科書を生徒たちに手渡すためには、＜採択＞における厳しいチェックが必要不可欠です。

各委員は、(たとえば)歴史および公民教科書のなかの「誤り」「間違い」を見逃さず、発見・チェックする力を、自らが備えていると思っ
ていますか？

(はい いいえ)

- (エ) 同じく、上記「基本方針 3」にいう「発展的な学習の取扱いや単元(題材)の構成などについて、児童・生徒の創造的な能力や自発的な学習態度の育成を図る」ことにおいて、どの教科書が最も適し、優れているかを、全社・全教科書の全記述内容を比較・検討することを通して、適切に判断・選定する力を、自らが備えていると思っ
ていますか？

(はい いいえ)

- (オ) 上記「基本方針 4」は「生徒の実態に即し」た教科書の選定を求めています。

「生徒の実態に即した」教科書を選定・採択するためには、「生徒の実態」を熟知していなければなりません。

各委員は、「生徒の実態」を熟知していると思っ
ていますか？

(はい いいえ)

- (カ) 上記(ア～オ)の各質問に対し、「はい」と答えられた場合は、上記のこと・作業を自らが知り、できるという根拠を、教育主権者である私たちにも説得力をもってわかる形で示すとともに、確かにできるということを、明瞭かつ具体的に証明してください。

- (キ) 「いいえ」と答えられた場合で、それでも、なお、「調査報告書や選定委員会の答申に則った採択をしない」と考えられている委員は、そのようにし得る法的・制度的根拠および教育上の理由・根拠を、わかりやす

く示してください。

また、なぜ、そこまでして、教育委員らの独断の採択にこだわるのか、その理由を示してください。

理由

今治市教育委員会は、2009年度の採択において、違法な独断的採択を行った。

そして、「はじめに」で述べたように、今回もまた、違法かつ不正な、教育委員会独断の、独裁的採択をもくろんでいる。

私たちは、目前で展開される、今治市教育委員会の不法行為を、主権者として、看過・黙視することができない。看過・黙視することを、自分自身が許さない。

今治市教育委員会の皆さん方の中にも、大勢に流されることなく、自らの良心に基づいて採択行為を行う人が存在していることを、私たちは、信じている。

私たちは、これら切実な思いから、以上の「請願」を行うものである。

以上